

開会の日 令和2年12月14日(月)  
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(7人)

委員長	住 田 清 美
副委員長	高 原 邦 子
委員	葛 谷 寛 徳
委員	籠 山 恵 美子
委員	前 川 文 博
委員	上ヶ吹 豊 孝
委員	小笠原 美 保子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯之下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
総務部長	泉 原 利 匡
総務課長	岡 田 浩 和
総務課行政係課長補佐	下 通 剛
企画部長	岡 部 浩 司
地域振興課長	田 中 義 也
地域振興課地域振興係長	清 水 則 久
市民福祉部長	藤 井 弘 史
障がい福祉課長	平 田 直 久
障がい福祉課障がい福祉係課長補佐	森 本 睦
市民保健課保険年金係長	玉 腰 弓 子
商工観光部長	清 水 貢 樹
病院管理室長	佐 藤 直 樹
病院管理室管理課医事係長	大 坂 孝 之
教育委員会事務局長	谷 尻 孝 之
スポーツ振興課長	大 始 良 透

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

---

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件

議案第117号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
議案第118号	飛騨市国民健康保険料条例の一部を改正する条例について
議案第119号	指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）
議案第120号	飛騨市健康増進施設条例について
議案第121号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
議案第122号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
請願第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

●委員長 (住田清美)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、第17回総務常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件及び協議事項は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長と呼び、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますよう、また議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。なお、執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いいたします。

それでは、はじめに付託案件の審査を行います。

◆1. 付託案件審査

◆議案第117号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

●委員長 (住田清美)

はじめに議案第117号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (住田清美)

泉原総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□総務部長 (泉原利匡)

議案第117号についてご説明申し上げます。要旨をごらんください。

行政区長職の見直しに伴う改正です。地方公務員法及び地方自治法の改正により、非常勤特別職職員の任用要件が厳格されたことに伴い、これまで地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、非常勤の特別職職員として位置づけていた行政区長の職を見直し、所要の改正を行うものです。地方公務員法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員は臨時または非常勤の顧問、参与、調査員及びこれらに準ずる職ということで専門的な知識経験または識見を有する者が就く職であって、助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務、こちらは労働関係調整法第13条のあっせん員でございますが、を行う者に限ると定義されたところでございます。これらのことから、総務省から行政区長は非常勤の特別職として取り扱うことは適切でない旨が示されたことに伴い、行政区長職の法

的な位置づけを見直すものです。この見直しに伴い労務の対価として支払っていた報酬を謝礼へ改めるものですが、行政区長としての職務内容はこれまでどおり重要であり、支給金額は従前のおりです。今回の見直しにより公務員という立場でなくなるため、これまで禁止されていた地位利用の選挙運動については制限がなくなります。施行日は、令和3年1月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（高原邦子）

地方公務員法と自治法の改正によりということなんですが、今まで非常勤の特別職職員の任用要件、これが厳格化ということなんですが、こういった理由で国は厳格化をしていった法のところを教えてくださいたいと思います。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課長（岡田浩和）

地方公務員法の非常勤特別職の部分につきましては、これまで会計年度任用職員ができる前までに臨時的任用職員ですとか非常勤職員ということで、自治体における非常勤職員の方をこちらの地公法に当てはめて任用をしていたわけですが、それが今の働き方改革の中で、同一労働、同一賃金ということを実現するためには、会計年度任用職員という制度が必要でしたので、そこにぐちゃぐちゃになっていたものを明確にするというところで地公法が改正されてきて、今の地公法の第333条ですとか、会計年度任用職員でいきますと第22条のほうに明確に規定して、各自治体で厳格にそれを取り扱っていくようにというのが背景でございます。

○委員（籠山恵美子）

合併してから神岡町はちょっと区長のあり方が違いましたし、私はずっと古川町にいるものですから行政区で区長がそれなりの特別職で、いろいろ何ていうんですかね。行政の下部組織とまでは言わないですけど、かなり協力体制をとってのために、これが十分かどうかわかりませんが、固定報酬、それから費用弁償というやり方でやってきましたよね。これが改めて、今度、法改正で変わってくるということは、法律にしたがつてそれに準じたやり方で見直すのは当然だと思いますけれども、実際には現場でどういうふうに変っていくのかですよね。だから多分今度あれ見ますと、謝礼というかたちになるんですもんね。だけど、前の説明ですと、金額的には変わらないということでしたが、意識づけということ言うと、縛りもなくなるのかな、その分。だけど、それぞれの例えば高山市のような町内会の区長さんみたいな感じになって、ただ配りものだけお願いするから、それに報酬を払うようになるのかなとか、そのへんがわかりづらいです。多分区長会にもきちんと説明をしなきゃならないんでしょうけれども、実際にもう年末ですから来年度に向けて区長さんって変わってきますよね。年度内にね。その方々

に今度どういう説明をして、どういう今度、行政区の区長さんの役割になっていくのかというのをちょっと教えていただきたいです。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務課長（岡田浩和）

まず、第1点目のどこが変わるのかという部分にいきますと、冒頭にも説明させていただきました公職選挙法の適用がなくなるということになりますので、その部分がまず変わるかと思えます。業務内容としましては、これまで同様に市政と区のいろいろな行政の中のパイプ役ということで、役割自体としては何も変わっていないというふうに思っております。あと、各区長さんへどのような説明をしたかという点でございますが、4つの町の中で説明をさせていただいております。宮川町区長会のほうでは、12月4日、神岡町のほうでは12月9日、古川町と河合町につきましては12月11日に説明をさせていただいております。なお、その中で反対といたしますか、どうなるんですかというようなご質問等もご意見等もございませんでした。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、基本的には何て言うんですかね。区長さんがやる仕事の量は相変わらずそう変わりませんということですし、それに対する対価も変わりません。ですけど、区長を受けるときにやっぱりいろいろ仕事をしていて本当は受けたくないけど、いろいろあるわけですよ。そういうのは、例えば謝礼ですむんだったら、要するにボランティアみたいにしてやるのであれば、私は仕事が忙しいのでできませんというようなケースのときにはどうやって対応されていくんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

法的に今こういう格好になりますが、区長さんの役割とか任務といたしますか、これまでやっていただいたことについては、先ほどから申し上げているとおりで全然変わらないということですが、区としての代表者というようなことで地区で選んでいただいた方ということですので、市としては今までどおりのお願いもしならんと思っておりますし、区長さんの役割については変わらないということで、ボランティアという言い方をされましたけれども、位置づけ的にはそういうことになるのかと思うんですけど、私人ということになるんですけど、選挙法とかに関係なくて公務員という扱いにならないということですので。そういうことですが、何度も申し上げているとおりで、今までどおりのお仕事はしていただきたいというふうには市としては思っております。

○委員（籠山恵美子）

例えば、冬になりますと除雪の問題とかそういうときに、まず区長さん通してくれと地域で言われて困っている方も結構いるんですよ。だけど、議員のところには相談あれば

私は区長さんまず通さなくても「どうなってんの」と市役所に聞いたりします。だからそのための議員としての役割もあるのかもしれないよ。だからそういう縦割りの仕組み、そういうものが区長さんにはもうそういう権限はなくなりますよ。言ってみればね。だからこれから除雪の問題でも何でもそうですけど、水害の問題でもそうですけど、困ったときにそのために議員もいるんですけど。区長さんだけではない議員も使って大いに何でもかんで「区長さん通してくれよ」なんていうこと言わずに、きちんと市に話をできるという体制になるのであれば市民の方にとっても楽ですよ。区長さん通せって言われるとびびっちゃう人もいるんだし、区長さんも働いている方がいてなかなかうまくいかないというトラブルもこれまでありましたから。そういう意味で言うと、法律上、仕組みが変わりますというだけではない。実際に生活している市民の方々にとってこんなふうに変わりますから、これからはこういう問題は身近な議員さんに相談してもいいし、区長さんに相談してもいいし、遠慮せずにやってくださいみたいな体制になれば、私はそれはそれでいいなと思うんですけど、そのあたりはどうですかね。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

とくに古川町の区長の組織っていうのは、なかなか簡単に言えないところがあるんですね。というのは、非常に歴史があって江戸時代に天領のころですが、古川ってこの古川町方村という時代に名主、町長に相当する名主がいて、そのときに組頭というのがいて、その組頭が今の区長の前身なんですね。それで明治維新のあとに明治23年だと思えますけども、行政の委託を受けて、つまりそのときには要するに町長ができる長制度ができるんですが、そのときに長の委託を受けて町のいろんな業務をこなすということが決められて、当時は神社、行政っていう今と違いますから神社の仕事まで町がやっていましたので、そういうことも全部含まれて一括して受けていたという歴史があって、そこから綿々とずっと続いてきているわけです。なので、逆に言うと、それを行政の制度としてどう追認していくかという歴史にあったというこういう理解をしていて、なので行政の制度をつくって区をやってもらっているのではなくて、江戸時代から綿々と続く区長という制度があって、行政としてどう制度的に保管、追認していくかという歴史であったとこういう理解をしているんです。それで神社のところは途中で抜けていって市中総代っていう人たちがやるようになり、行政部分だけを区がやるようになって、戦後ずっとその歴史でやってきているという流れなので、基本的には我々は高度な自治制度だというふうに理解をしていて、高度な自治制度であるがゆえに大変ですけども、それは町の自治のあり方として、区長さんはそれをいわば必要卒なのかもしれないですけど、受けていただいているし、それが綿々とつながってきているのは、私は飛騨市の文化として素晴らしいことだというふうに思っているものですから、その制度は制度として民間にもともとあるものが歴史的にあるものだということを行政が一番いいかたちで追認

していくというのが基本線だと思ってますので、今回の制度改正は、国の地方公務員法の改正に基づいて変わるものでありますけれども、あくまでも高度な地域自治、長い歴史に裏打ちされた文化としての区長制度を守って、そこと共存してやっていくという基本線は変えずにいくべきものだなというふうに思っておりますので、そういう捉え方で区長は捉えていきたいということですから、これによって何かが変わるというよりは行政の追認の仕方を変えていくんだとこういう理解をしていただくというのではないかなというふうに思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

今ちょっと行政区というものを1回聞きたいなと思っていたら市長からあったのでいいんですけど、今、特別職から落として一般の扱いになるということなんですけど、神岡の中では区が昔からないということで、区も解散したとかいろいろあるんですけど、自治会とか行政区というものの違いというものは、どういうふうに考えられますか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

神岡の場合は本当に大きく違いますね。古川と歴史的にも違うと思うんです。同じ天領でありながら、やはりその後の産業の成り立ちによって変わってきたんだと思うんですけれども、ただこれまで合併の歴史以降、古川町の行政区長の制度というのがひとつの自治制度として優れているものであるという中で、それを広げようという歴史であったと思うんです。もちろん行政区として、区として成り立っているところも神岡の中でもあるわけですが、公民館であったり自治会であったりというのが中心の地区もこれやっぱりあるわけです。ただ、今の話、そういう目的でいったけれども、やっぱり、もともと長く親しんだ町の文化と組織が必ずしもあわない、そのモチベーションが高まらないというところの葛藤の歴史がずっとここまでの流れだと思うんですが、私自身は今なるべく船津の地区なんか行政区をとということで進めているんですけど、市役所の中でいっているのは無理やり何としてもつくんなきゃいけないんだということよりは、その地域の実状とか文化にあったかたちで自治制度といいますか、自治の仕組みができていくというのが望ましいことであるというふうに思っていますから、もちろん今まで努力もしてきていますし、防災とか災害時の対応としては優れた部分もありますから、それはお願いしつつ、ただ実状によってどうしても無理だということであれば、それは自治会なり町内会の単位を区的に扱ってやっていくということもありましょうし、そこらへんは私は柔軟に考えていくべきではないかと思っておりますので、ここで一気に方針を変えるというつもりはありませんけれども、今後の議論の中でそこらへんは柔軟に対応していったいいんじゃないかというふうには思っております。

○委員（高原邦子）

籠山委員の質問の中にもあったんですけど、ちょっと誤解をされないように確認をとりたいと思うんですが、神岡町のころからなんですけど、私は町内会長さんとか区長さんを通してくださいねというのは、これはいろんなことがあって決まったことなんで、順守していただきたいと思う立場なんです。実は、雪下ろしのときに、特定の議員さんに頼むとすぐ市がやってくると、対応してくれると。そしたら議員それぞれ、やはりそうすると議員に言えば屋根の雪下ろしにしても、除雪のところにしてもすぐ来るのかということになりまして、やはり町内会長さんなり区長さんとかを通してやはり言うのがこれが一番いいんじゃないかということで、むしろ市民の皆さんは町内会長さんやら区長さんに言うほうが議員に言うよりは楽なところがあります。身近な人ですから。ですから、そのへんはちょっと勘違いしないで議員の言うことを皆、聞けになってくるのがあって、そうしますとほかの議員さんからは一応、そういうことはということではないかという中で、市のほうは、「いや、町内会長さんや区長さん通してのほうにいたします」というふうに回答してきているので、そのへんはどう思ってますか。議員の言うことも聞いてもらいたいところはあるんですけど、そういうことになるからやっぱり地域の要望は区長さん、本当に町内会長さん通してというかたちである程度統一していかないと。そこに議員と一緒にいくというケースはあってもいいかと思うんですが、そのへんをどう捉えていらっしゃいますか。いかがですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

今の行政の仕組みというか、飛騨市の仕組みとして委員おっしゃったとおり、区長さん通じてというようなことがスムーズにいつていると思っておりますし、それぞれ議員さんからの要望等もあると思いますが、区長さんからきても現場を確認してそれぞれ対応するというような仕組みをつくっておりますので、これまでどおりのやり方でやりたいなというふうには思っております。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

多分、高原委員が言うのは、かつて神岡の共産党議員がそうやって力の関係でやったことなのかななんて、前にもちょっと話があったんですけど。それは行政がきちんと拒否すればいいし、私は古川町にいて、例えば地元で除雪の問題やいろんな水害の問題が起きたときにはそれはパイプ役です。議員は。こんなふうに困っている人がいるんだけど、ちょっとぜひ担当の職員来てくださいと。現場を一緒に見て、それでどういうふうに解決できるんですかというパイプ役が議員の役割だと私は思っているんですよ。だから議員のバッジ利用してやってくれよなんてということはやったことはありません。



だからそのような圧力があるときには、行政がきちんと拒否してもらいたいと思いますよ。そういう問題ではない。だから何で私たち議員が地域、地域に議員がいるかといったら、やっぱり市役所ってここまでこなきゃなんないじゃないですか。あるいは電話かけなきゃなんない。だけど、議員が地元にいるんだから議員に直接来て、話をしてもらってもいいし、電話してもらってもいいし、一緒に考えていって地域の実状を知るといことも議員の大変勉強になるのでね。だからそういう意味では、何でもかんでも区長さんではなくて、地元の議員も大いに使ってくださいというのも地元の市民の役にたつ議員だと思っていますのでね。私は。だからそういう意味でちょっと誤解のないようお願いしたいと思います。何でもかんでも区長制でなきゃって。議員も私、大いに地元で役に立つべきだと思っていますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

●委員長（住田清美）

お願いということでよろしいですね。ほかに質疑はございませんね。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時23分 再開 午前10時25分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第118号 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第118号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議案第118号についてご説明いたします。最終ページの要旨をごらんください。

10ページ、要旨になります。

今回改正する条例の主旨につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴う改正によるものです。改正の内容につきましては、平成30年度税制改正における個人所得課税の見直し、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替に伴い、国民健康保険料や給付の負担水準に関して意図しない影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じるため、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布された。これを受けまして、本条例中の国民健康保険料の軽減判定所得の算出方法を見直すものでございます。

2点ございます。1つ目といたしましては、基礎控除額について現行の33万円から43万円に10万円引き上げるものです。

2つ目といたしましては、同一世帯における給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加えるものです。具体的にはその表のとおりになっております。

なお、施行日は、令和3年1月1日です。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第118号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第119号 指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）

●委員長（住田清美）

次に、議案第119号、指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）を議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きまして、議案第119号についてご説明申し上げます。指定管理者の指定についてでございます。

1. 施設の名称、飛騨市多機能型障がい者支援センター。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県飛騨市神岡町山田2358番地2、特定非営利活動法人飛騨市障がいのある人を支える会、理事長、奈木桂子。3. 指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

説明につきましては、別紙資料にて説明を加えさせていただきます。

それでは、1から3までにつきましては、今ほど述べさせていただきましたので、4. 募集方法でございます。飛騨市内に本店や主たる事業所を有する法人またはその他の団体であることで市内公募で今回行わせていただきました。

5. 指定管理料についてでございます。3年間ということで毎年200万円の範囲内でございます。こちらのほうには応募の要項にも示させていただいたんですけども、毎年度200万円の範囲内で年度末における精算方式ということで、毎年度精算をする予定でございます。

それから応募期間につきましては、10月12日の月曜日から11月11日の水曜日まで1カ月間ということで、今回、応募期間を設けさせていただきました。

応募者につきましては、今回は候補者の1事業者のみでございました。市の指定管理者選定委員会を11月17日に開催させていただきました。今回の議案の上程ということになったわけでございます。

続きまして、資料の中の4ページをお願いしたいんですけども、提案書及び採点表について若干ご説明申し上げます。その表をごらんいただきますと、審査項目及び評価の視点を市から提示して応募者がそのことに対する提案をし、それに対しまして市が評価を行うというものでございます。

それでは資料の7ページのほうをごらんください。採点表の一番最後のページとなるわけですが、まずこちらの評価方法について若干ご説明をさせていただきます。評価方法につきましては、5段階評価となっております。ABCDEとございまして、Dが可、配点が0.25、つまり合計100点満点中、25点以上で合格となるものでございます。ただし、この前のページにあるんですけども、4の①指定管理料のことにつきまして評価につきましては、この表中にもあります左側に価格に対する評価というところがあるんですけども、こちらのほうに予定価格の範囲内で最低額のを1位とし、配点を満度に付与すると。今回、1者でございましたので、我々の市のほうで示さ

せていただきました指定管理料200万円というのに合致をしておりますので、今回は1事業者の応募で予定価格の範囲内であるため、満点のこの項目だけにつきましては、Aということで満点の15点ということとなっております。

それでは、続きまして、評価レベルの高い項目のみ若干説明させていただきます。前ページお戻りください。資料は6ページとなります。4の①は今ほどご説明させていただきました。こちらが評価がA、15点つけております。それから、個別項目のその下でございますが、5の①地域住民と利用者が活動交流や情報の交換を行うなど、市民、誰もが自由に市民活動に参加できる環境を整備する提案がなされていることという審査項目でございます。提案の内容をごらんいただきたいと思います。

当法人は、12年間に渡りまして、障がいのある人もない人も安心して暮らせるまちづくりを目的に障がいへの理解を深める啓発活動を積極的に行ってきたと。引き続き、アルミ缶ですとかエコキャップ、ベルマーク回収、こういったものを市民の方に呼びかけて、子どもから高齢者まで市民の誰もが簡単に行えるボランティア活動を推進して、障がいのある人を身近に感じていただける取り組みを年間を通して継続的に行っていくと。これを継続していくということでございます。町に出かけて市民と自然に交流ができる機会の提供を日常的に引き続き行うとともに、障がいのある人も社会貢献活動を行い、社会の一員として大切な存在であることを伝えていくというのを提案がなされておりますものですから、こちらのほうはB評価をさせていただいております。

それから、個別項目③でございます。障がいを理由とする差別の解消に向けた提案がなされていることというところでございます。ここの提案内容をごらんいただきますと、飛騨市を担う市内小中学校の児童生徒を対象に福祉教育を行い、障がいに関する理解を深めて多様性を受け入れ、お互いに認め合い、支え合い、助け合いができる人材育成の一助を担うということで、こちらのほうもB評価をつけさせていただいております。合計点数で55点。先ほども申し上げましたように、25点が一応、及第点と言いますか合格点でございますので、クリアしているというところでございます。

続きまして、資料の8ページには人員配置計画及び従事者有資格者等についての表でございます。今回、障がい福祉サービスといたしましては、生活介護。それから就労継続支援B型事業所。それから短期入所につきましては、応募要領の中で令和4年4月1日には始めることということにさせていただいております。したがって、ここの表には短期入所を、今、のぞいたものというかたちになっておりますが、あとは日中一時支援事業と各サービスにおきまして、基準配置人員をクリアしていることを確認をいたしております。

次ページをお願いいたします。こちらのほう、3年間の収支計画書の総括表です。今ほど申し上げましたように、令和4年度からは短期入所サービスを開始するというところで、そういったような、このあとにも各年度ごとの収支計画書でございますけれども、計画になっているところがございます。

最後、13ページからは法人の概要書ということになります。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

●委員長（住田清美）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この指定管理料の200万円というのは、その根拠というのは、人件費ですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

この収支計画をごらんいただきますと、ほぼ人件費が70パーセントを超えるくらい各年度になっております。単純に人件費だけということでは、基本的にはその障がい福祉サービスですので、給付費でペイするというかたちにはなりません。ただし、立ち上げの期間、すぐ定員いっぱいになるかということ、あるいは新たな建物ですので、我々のほうで試算をして、光熱水費等、維持管理費ですね、試算をして計算をさせていただいておりますわけですが、ちょっとわからないところがどうしてもございますので、したがって、3年間すべて200万円というアップを設けますけれども、精算方式というかたちでやらせていただいて、200万円の範囲内で、かかった分だけお支払いするというのを今回の3年間では思っているところでございます。

●委員長（住田清美）

ほかに質問はありませんか。

○委員（前川文博）

申請資格のほうなんですけれども、市内公募ということで、選定基準が書かれているんですけれども、ここの中にある②とかですね、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条とか、障がい者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい者支援施設などの人員、設備及び運営に関する基準の配置基準とかですね、あとは3番目に飛騨市障がい者日中一時支援事業実施要項の委託要件とか、あとは3年以上の障がい福祉サービスという条件があるのですが、これに該当する事業所というのは、市内には基本的にはいくつあったというふうに認識されていますか。

□障がい福祉課長（平田直久）

今ほど申されました条件をクリアする施設は市内には1者ということでございます。このほかに1者ということで、合計2者ということでお願ひいたします。

●委員長（住田清美）

ほかによろしいでしょうか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第120号 飛騨市健康増進施設条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第120号、飛騨市健康増進施設条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

続きまして、議案第120号についてご説明申し上げます。

8ページ最終の要旨をごらんください。今回制定いたします条例は、飛騨市健康増進施設条例で、主旨につきましては、健康増進施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるための制定であります。内容につきましては、飛騨市河合健康増進施設、ゆうわ〜くはうすを地域資源と都市住民との交流を活用した地域活性化と産業振興を図るための観光施設として位置づけてきましたが、地域住民の利用が多く地域住民の交流の場となっている利用実態等に鑑み、市内の健康の維持増進及びレクリエーションの普及、市民相互交流の活性化を図るための健康増進施設に位置づけるものです。

施行日につきましては、令和3年4月1日です。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

今、観光施設から健康増進施設に変えるということですが、今ここの中には飲食部門があったりしているんですけど、よくあるのが観光施設から文化施設にいったときには、例えば文化交流センターとかですが、そういったところでは飲食をやる場合は目的外のところに変えているいろいろやる手続きがあるとか営業行為ができないというようなことがでてくるんですが、健康増進施設に変えた場合、そのへんの条例上ですね、飲食の営業というのは可能なかどうか、まず教えてください。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

基本的には、これ一般質問がございました答弁の中でもお話をさせていただいたかと思いますが、観光施設から健康増進施設に変わるだけで基本的には中の内容といたしますか、そういったところは変わらないと思っているところでございます。

○委員（前川文博）

それというのは変わらないということですね。それはどこか条例なり何かの規則なりというかそこには記載をされていくのでしょうか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

そもそも条例等にそういう細かい規定というのはございませんので、管理上の中で指定管理者と協議の中で中身は決めていくということだけでございます。

□副市長（湯之下明宏）

本来業務につきましては、そもそもの仕様書に記入していくということで、市としてやっていただくということで、本来業務に加えていくということで対処いたします。募集要項の仕様書に本来業務ということで食堂部門を載せるということで、目的外ではなく本来業務としてやっていただくという扱いをいたします。

○委員（小笠原美保子）

私わかりにくいので丁寧に教えていただけるとありがたいんですけど、わざわざそうするということのメリットというのが当然あるからするのかと思うんですけど、教えてもらっていいですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

一般質問のときに申し上げたんですが、メリットがあるというよりも、今の現状が制度にあっていない。それを是正するんだとこういうことです。なので、現状が明らかに観光施設じゃない状態で使われているにも関わらず、観光施設というふうに決まっているからそのままいいだろうということではない。やはり、しかも、指定管理というのは1回やると大体5年ということにしていますから、5年なかなか触れないわけで、施設の更新の際にそこを实状にあうかたちにしていったほうがいいんじゃないかというのが、今回の健康増進施設という区分でやっていくひとつの大きな目的ですね。これがひとつあります。それから一般質問のときには、そこまでの質疑はなかったので申し上げなかったんですが、実は指定管理の施設っていうのは、もともと公の施設という基準、決まりが地方自治法の第244条という中であって、そこで公の施設というものを条例

で定めて、公の施設の管理を必要があれば指定管理というかたちでお願いすることができますよというのが第244条の2項のところに書いてあると。こういう構造になっているんですが、実はひとつ気になっていることがあって、観光施設だけは本来条文読んでいったときに公の施設に該当しないんです。厳密にいうと。なぜかと言うと、公の施設というのは住民の利用の用に供する、住民の福祉の増進を目的とするということが書いてあって、これは全国的にそうなんです、ここに対する疑念というのは常にあるんです。観光施設というのは明らかに住民の用に供するものではないし、住民の福祉の用に供するものではない。産業施設は地域の中小企業の振興ということがありますから、これは理屈がたつんですけど、観光だけはどうしても実は理屈がたちにくいんですが、条例が成立して条例ができていますから、条例に基づいて要するに違法ではないという判断の中で行われているというのは、全国的な実状なんですね。ただ、厳密に見ていくと、公の施設というものの考え方はそういうふうになっていますから、そうすると、できるだけ観光施設という区分からははずして住民の用に供する、住民の福祉の増進に供する施設ということで整理ができるものであるのなら、できるだけ観光から移していくというのが私は基本的な考え方として持っているんです。なので、例えばスポーツ施設を健康増進施設に移したりということは、それは同じ住民の用に供することですから、これはいいと思うんですけど、できるだけ観光のものについては、市民利用ということを重視したかたちで本来はあるべきであるというのが基本的な考え方です。ただ、違法ではないんです。これは恐らく最高裁まで裁判やってもですね、十分、自治体の裁量として認められると思いますが、法の本体の地方自治法の主旨からいくとそういうことがあるので、余計に今回観光施設の整理というのはやりたかったというのが私の市長としての考え方としては強く思っています。今、申し上げたように、最大の主旨は実態に合わせていくということですから、その中で今回こういう整理をさせてもらっているんだとこういうことでございます。

○委員（籠山恵美子）

私も指定管理者制度について随分いろいろともうここまでくると問題がいろいろ見えてきたなと思っていますので、飛騨市として、ほかの市ではやってないでしょうけど、こうやって整理をしていただいたということは、私は評価したいと思うんですよ。ただ、一気に指定管理施設に向かないから一気に直営よというふうにはなってはないですよ。とりあえず市直営による運営経費を上限として、市民が利用しやすい適切な利用料金を前提とした指定管理料を設定すると。これあたりが多分わかりにくい。今まで指定管理でやっていた団体にきちんと理解してどうやって理解してもらおうのかな。あるいは、基本的には市直営による経費をかけるだろうという経費をまずお願いするからやってくださいというかたちですから、市民にとってみるとわけわかんない。今までどおりなのかなと思ったり。例えば市民の利用というときに、そうないと思いますけど、市外の人とのトラブルがあったりとかというような些末な心配もするんですけど、将来的には指定



管理制度はそれなりに残しながら、実質は飛騨市直営でやったらこれだけ経費がかかるということ指定管理料としてお願いして、業務委託みたいなかたちにして整理されていくのかなど。そのあたりがちょっとわかりにくいんですよ。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大事な論点なんですね。指定管理制度、私は決していい制度だと思っていないというのは一般質問でも今まで申し上げているんですが、それはいろんな誤解を招く原因になっているというふうに思っているんですね。本来は市の公の施設というのは、市が直営すべきであって、直営でやるんだけど、会計制度とかそこで民間の工夫でより効率的な使い方ができるのではないかという中で、指定管理という制度ができてきたんですが、そのときに委託というものをなくしてしまったもんですから、直営なのか指定管理なのかという二者択一になってしまったというのが私は一番の原因だと思っていまして、指定管理にしたときに何が一番問題かという、これで儲けているんじゃないかという議論が全国そこらじゅうで起きているわけです。それは、これも一般質問で何度か申し上げているんですが、競争原理が働いていくつかのところが競合して手をあげてくれるような地区ならいいんですけども、飛騨市のようにむしろやってくださるところをお願いして探さなきゃいけない状況の中で、一旦、指定管理に指定してしまうとですね、とにかく効率を求めろ、ここで利益を出してはならない。しかし、民間企業の立場からすれば、利益が出ないような仕事を受けるようなところなんかいいわけですよ。そもそもの根本的な矛盾があって、ところがその市民感覚としては何となく税金で儲けているがごとき、印象を受けるので、受けた人たちも快くない。出した我々も何となくもややしたものがあるというのが、この指定管理の制度だと思っているんです。ただ、制度がそうになってしまっていますから、その中でどうやって泳いでいくかということはずっと考えてくる中で、指定管理料を出すだけでえらい儲けさせているという議論が出るもんですから、直営でもこんだけかかるんですよ。直営でやったってこれだけかかるんだからそれを上限にすれば儲けている話にはなんないんですよということをあえていうために、こうして直営に要する金額というものをいろんな考え方の中で出してきているということなんですね。なので、そのほかにも話かけるとたくさんあるんですが、指定管理の制度はそういう中で受けてもらっているということをやっぴり本当に多くの方に理解してもらいたいですし、指定管理イコール何か役所の金で儲けているがごとき議論が出てくるというのは、私本当にこれはよくないことだと思っていますので、本当はこれを国のほうでしっかりもっと実態に合うように是正していただきたいと思います。こうしておりますが、ひとまずそうした問題提起もどんどんしていきたいとは思っていますけれども、現行制度の中ではこうした対応をさせていただく中で市民の理解、感覚と合うようなかたちにできるだけもってきたいということで市は取り組んでいると。こう

いうふうにご理解いただければありがたいなと思います。

○委員（籠山恵美子）

たしかにコロナ禍で持続化給付金とか雇調金とかいろいろ苦勞されてご商売されている方は、そういう中で随分声も私のところにも寄せられて、やっぱり多かったです。指定管理施設は固定資産税、市が払ってくれるので楽やなって。私はそれまで心配しなければなんないという声は結構ありました。そうやって市民のご商売されてみえる方が分断してしまうということは一番よくないことだと思うんですね。だから、そういう意味では、ある程度こうやって是正しながら、場合によってはきちんと説明しながら、直営でやればこれだけかかるんだと。それをたまたま今は指定管理料として払っているけれども、これは当然かかるお金なんですよ。儲けにつながるお金ではないですもんね。自己資金みたいなものでもんね。だからそういうことも説明していただきながらやっていただけると。民間の人も苦勞しているだけに、何でもかんでも地代も払わなければなんないし、本当に大変だって声が随分ありましたので、この間ね、コロナ禍の中で。そういう意味で、指定管理を受けている人と民間で自分でがんばっている人の中に分断が起きないように、対立が起きないようにやっていただきたいなとすごく思います。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時56分 再開 午前10時57分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第121号 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

●委員長（住田清美）

次に、議案第121号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、議案第121号について説明いたします。

最終ページになります要旨をごらんください。まず、要旨を説明する前に、改正にいたしました経緯でございますが、今回、指定管理施設の基本方針の見直しが行われまして、飛騨かわいスキー場は利用者の概ね8割が飛騨市民ということもあり、今回、観光施設から市民施設、スポーツ振興課へ変更するものでございます。それでは要旨をごらん願います。

まず1. 改正の要旨でございますが、飛騨かわいスキー場をスポーツ施設として位置づけるための改正となります。次に、2. 改正の内容ですが、市では飛騨かわいスキー場を地域資源を活用した都市住民との交流を通じて地域の活性化と産業の振興を図るための観光施設として位置づけてきたが、地域住民の利用も多く交流の場となっていることから、市民の健康の維持増進及び心身の健全な発達を図るためのスポーツ施設に位置づけるため、所要の改正を行うもの。1. 飛騨市スポーツ施設条例の改正。同条例別表に飛騨かわいスキー場を加える。2. 飛騨市使用料徴収条例の改正。同条例別表第2に飛騨かわいスキー場を加える。3. 飛騨市観光施設条例の改正。同条例別表から飛騨かわいスキー場を削る。最後に、3. 施行日は令和3年4月1日。以上で説明を終了します。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時59分 再開 午前11時00分 ）

◆再開

●委員長（住田清美）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第122号 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

●委員長（住田清美）

次に議案第122号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

議案第122号の説明をさせていただきます。最終ページの要旨をごらんください。

改正の要旨ですが、病床数見直しに伴う非稼働病床の削減となります。

改正の内容につきましては、今後の医療需要において在宅復帰支援の強化が望まれるというところがありまして、地域包括ケア病床を8床増床して、合計20床としたいと考えております。このために必要となる面積要件を満たすために、一般病床において4床を削減。あわせて看護師の動線を減らして充実した看護の提供につなげるため、療養病床における非稼働病床を6床削減するものとなります。詳細につきましては、下の表のとおりです。こちらにつきましては、2月25日に開催されました議員懇談会において資料をもとに説明をさせていただいたとおりです。以上で説明を終わります。

●委員長（住田清美）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

地域医療構想の中で公営病院の統廃合、再編統廃合の中で、ぎりぎり4床減床で努力されたんだと思いますけれども、やっぱり病床が減れば入院する患者さんも少なくなり、報酬も減るわけですね。このあたりでの減収とかがって見積もりがあるんですか。

●委員長（住田清美）

答弁を求めます。

□病院管理室長（佐藤直樹）

一般病床におきましても、過去10年間のデータですけれども、病床利用率の平均は7割ほどになっています。ですから、常に3割以上の病床は空いているということで、平均で18床ほどは常に空いている状態ということになります。ですから、減少に伴って減収になるということは想定していません。

○委員（籠山恵美子）

これから飛騨市もいよいよ感染者が出まして、岐阜県内の感染者数から言っても一気に収束するという感じはしませんよね。そう思うと、やっぱりそれに対しての備えというのはとっても大事だと思っていて、こういう一般病床が実際に4床減らしたということについては、もし発熱外来の方がみえて、でも自宅では高齢者でとても療養できない、2週間いるわけにはいかないなんて方がみえたときに、市民病院は対応してくださるんですか。

□病院管理室長（佐藤直樹）

基本的に感染者については、県のほうの指示によって入院とかの対応がされます。ただ、市民病院としてもいろいろなかたちで対応していくような準備は考えてはおります。

●委員長（住田清美）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決を行います。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

ご異議なしと認めます。よって、議案第122号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。

( 休憩 午前11時05分 再開 午前11時12分 )

◆再開

●委員長 (住田清美)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

●委員長 (住田清美)

請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。

○委員 (上ヶ吹豊孝)

それでは、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書を紹介議員として、上ヶ吹が請願の主旨を要約しましたので、よろしくお願ひします。

たばこ販売業者として、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」の目的に沿い、地方財政及び地域社会の発展に貢献していると自負しております。改正健康法増進法の施行や地方自治体における独自の上乗せ条例、ガイドラインによる喫煙規制の強化、度重なるたばこ税増税等により私どもの営業は深刻な状況に陥っています。ご承知のとおり、本年4月1日から改正健康増進法が全面施行され、喫煙できる機会が一層制約されたので、今後さらに消費量が落ち込み、私どもの営業に大きな打撃が加わることは間違いありません。

また、改正健康法増進法の全面施行により、喫煙者の皆さん、飲食店をはじめとする第二種施設の多くで屋内では一服を楽しめなくなってまいりました。そのため、屋外で一服されますが、望まない受動喫煙や吸い殻のポイ捨て、歩きたばこの横行、さらに火災が危惧されます。現在、たばこを購入時に負担する税負担率は、価格の6割に達し、地方たばこ税は目的税でないため、使い道は特定されませんが、私はもう少し、負担した税が、例えば屋外の分煙施設などの整備として喫煙者に還元されてよいと思いますし、そうしたことが望まない受動喫煙を避けるためにも喫煙場所を適切に設け、非喫煙者と喫煙者が仲よく共存できる環境を整えるべきと考え、本請願は採択すべきものとして取り扱うことでどうか考えます。そこで、飛騨市が所有管理するいくつかの公共施設・場所のうち、利用者から要望が寄せられている施設・場所において、集客が多い施設・場所において非喫煙者、喫煙者双方に配慮した箇所に喫煙場所を設置すること及び当該喫煙場所の日々の維持管理を行うことをお願いして、採択をよろしくお願ひします。以上です。

●委員長 (住田清美)

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（葛谷寛徳）

今ほど紹介議員の上ヶ吹委員からありましたが、やはり議会としては一方的に排除するというだけでなく、やはり喫煙者にも配慮した施設を考慮していただければという方針で賛成したいと思います、よろしく願いいたします。

○委員（高原邦子）

分煙ということはとても大切なことで、今いろいろ聞いていますと、東京なんかは公園の中でも吸えるところ、吸えないところがあって、むしろ公園の中にどうしても吸いたい人が放っていくとか、そういった問題もでてきます。やはり吸いたい方の人権も考えると、そしてもう本当に煙が嫌で副流煙のことを気にされる方のことも思いましたら、分煙ということは大切なので、ぜひ公のところで吸えるところと吸えないところがはっきりするということが大切なことですので、火災とかいろいろなことも上ヶ吹委員述べられましたけど、そのとおりだと思いますので、ぜひ採択していただきたいなと思います。

●委員長（住田清美）

質疑のほうは、ほかにございませんでしょうか。

○委員（前川文博）

分煙で吸えるところ、吸えないところ分けていくのは非常にいいことだと思います。私もたばこ吸わないのでできるだけ煙はないほうがいい立場なので、そういう場所が決まるといいと思いますが、今ちょっと気になるのが、ここで毎年予算計上をしということも書いてあって、例えばどのような場所にどの程度のものを作ってほしいというのが聞いてみえるのであれば、そのへん紹介議員のほうから教えていただければありがたいと思います。

○委員（上ヶ吹豊孝）

今、飛騨市で考えているのは、とりあえず集客の多い場所ということで、飛騨市古川町では、飛騨古川まつり会館とJR古川駅。それと神岡町のガッタンゴー、この3カ所が集客が多いということで、今、この3カ所をとりあえずお願いしたいと思います。

●委員長（住田清美）

質疑はほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（住田清美）

なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

私は、たばこの嗜好性とか分煙の必要性については、それを否定するものではありません。ですけれども、そもそもたばこ税を払っているのだから行政でそういう対応をしてほしいということは、私はそこがちょっと理解できないんですね。飛騨市の「健康飛

驒市21計画」、私も刷り込んで熟読しましたよ。禁煙についてという項目もありまして、やっぱりたばこによる健康被害は国内外の多数の科学的知見により、因果関係が確立していますと。こういうことですよ。嗜好性の問題には触れても行政の仕事ではないのでしょがない。たばこ好きな人、お酒の好きな人、あるいはいろんなもの好きな人いますから。その市民の嗜好性に対して、行政がどうこうするのは、私はちょっとお門違いだと思います。行政がやることは、やっぱりどういう環境にあり、その嗜好性でたばこを吸ってがんになる、お酒を飲んでアルコール中毒になる。いろいろありますけれども、精神的なうつ病になる人もいます。だけど、そういう人たちをきちんと救うための医療費の確保とそれの手当てが大事だと思います。私は、たばこ税、1億4,000万円ですか。飛驒市に入っていると申しますが、これは一般財源になるので、特定目的的に分煙室の設置、維持管理に毎年、特定の財源を確保してくださいというのは、ちょっとやっぱりちがうと思いますので、それはそれでも民間の方がやっていたら、あとは、そういう環境の中で、分煙室をつくれれば、「どうぞ、ここでならいいですよ」といえばそこで吸う人が増えるわけですから。本数も増えるのは確実ですから。だからそういうことに対して、でも病気になったら、あるいは具合が悪くなっても行政としては、ちゃんと医療的に手当てをします。そちらのほうにきちんと予算つけることが私は大事だなと思います。これから子どもに対して禁煙教育、いろいろやられる状況もあるでしょうし、それから私はたばこ税の財源をもとにして、少しでも喫煙者を減らしたいというのが飛驒市の健康計画ですから、そういうところで、禁煙外来なんかに通っている方々に助成をしますとか、あるいは残念ながら病気になってしまった人たちに対してきちんと手当てをしますというところに予算をつけるのなら大いに賛成ですけど、行政が分煙室をつくって、さあ、ここでどうぞ、好きなように吸ってくださいという感覚は、私は納得できません。ですから反対します。

●委員長（住田清美）

ただいまは反対討論でした。次に、賛成討論はございませんか。

それでは、討論を終結したいと思います。討論を終結し、採決をいたしたいと思えます。本請願を採択するものとして報告することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

●委員長（住田清美）

挙手多数です。よって請願第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書は採択すべきものとして報告することに決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託されました7案件の審査がすべて終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議決いたしました7案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）



●委員長（住田清美）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

◆閉会

●委員長（住田清美）

以上をもちまして、第17回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午前11時24分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長

住田清美